

文化芸術活動の支援対象団体等を募集

◎平成27年度文化芸術活動の支援対象団体・個人を募集します。

一般財団法人狛江市文化振興事業団(エコルマホール)では、狛江市の文化向上と狛江市民の文化芸術活動を積極的に推進する市民団体、および狛江市に居住する新人・若手アーティストに経済的・人的支援を行い、活動応援を目的に、平成27年度の支援対象団体を募集します。

■支援対象団体は、狛江市民で文化芸術活動を積極的に推進する市民団体および狛江市に居住するプロの新人・若手アーティストで、以下の要件をすべて満たす団体とします。

◇市民団体

- (1) 狛江市内で行われる文化芸術活動事業で創造的かつ先駆的な事業
- (2) 市民ニーズや地域に適合した特徴ある事業
- (3) 補助対象年度のエコルマホール施設の利用申し込みをしている団体、または利用申請を予定している団体
- (4) 宗教、政治および公益を害する恐れのある活動を目的としない団体
- (5) 営利活動を行わない団体
- (6) 次のいずれにも当てはまる団体

ア 代表者又はそれに準ずる者の住所が狛江市にある団体

イ 事務所および活動の主な拠点が狛江市内である団体

◇新人・若手アーティスト

- (1) 支援対象年度を含めて、狛江市に2年以上居住する者
- (2) 支援実施年度の4月1日現在、満35歳以下の者
- (3) 狛江市文化振興事業団の公演等、事業に協力できる者

■支援対象事業は、以下の要件を満たしていることが必要です。

- (1) この支援の決定後に実施される事業
- (2) 単年度で実施される事業(ただし、年度ごとの申請と選考により3年を限度に支援対象事業とすることができます。)

◇市民団体

- (1) 狛江市内で行われる文化芸術活動事業で創造的かつ先駆的な事業
- (2) 市民ニーズや地域に適合した特徴ある事業

◇新人・若手アーティスト

- (1) エコルマホール又は他のホール等で実施する事業
- (2) 芸術性豊かな事業

*なお、次に該当する事業は対象としません。

- (1) 狛江市で実施している補助金等の交付対象となり得る事業
- (2) 狛江市市民公益活動事業補助金の交付対象となり得る事業と同一の事業及び過去に補助を受けた事業

■支援の内容支援対象事業の実施に必要な経済的支援、及び人的支援とします。

(1) 経済的支援

◇市民団体

事業報告会(発表会)に要するエコルマホールの基本使用料の額に20万円を加えた額を上限とします。

◇新人・若手アーティスト

40万円を上限とし、実施にあたっては、一般財団法人狛江市文化振興事業団からの支援であることを印刷物等に表示しなければならない。

* 補助対象外経費

- ア 団体等の事務所等を維持するための経費(家賃・光熱水費等)
- イ 団体等の経常的な活動に要する経費(加入団体への会費等)
- ウ 団体等の構成員の食糧費(会議の菓子代等)
- エ 団体等の構成員の人件費(給与・報酬・報償等)

(2) 人的支援

◇市民団体および新人・若手アーティスト

事業報告会のサポートを中心に、一般財団法人狛江市文化振興事業団の職員およびスタッフが支援します。

[募集期間] 1月15日(木)～2月16日(月) * 必着

[選考およびプレゼンテーション] 3月3日(火) * 時間未定

* 申込書はホール事務室にて配布。ホール HP でもダウンロード可。詳細はお問合せください。

TEL:03-3430-4106 (9:00～19:00 * ただし火曜は休館日)